

令和6年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年9月20日（金） 午前9時00分から午前10時03分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	欠	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
欠	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	木場 夏芳	出	有馬 研一	欠	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主幹兼係長 山下 隆治
主 査 末次 孝

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
次長兼農地係長 松元 敏幸
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 幹 前迫 篤弘
主 査 池畑 信幸
主任主事 角野 勝行
主 幹 久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
主 査 末吉 将敬（串良総合支所産業建設課）
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農地利用最適化推進委員の選任について
- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 中塩屋 均 委員 ・ 藏ヶ崎 俊光 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年9月20日（金） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時02分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和6年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席は、川崎委員、四元委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、木場委員、新地委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条 第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号7番の中塩屋委員と、8番の藏ヶ崎委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは、議案第40号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 鹿屋地区の推進委委員が1名不足していることから、8月13日から9月12日までの1ヶ月間、推進委員の再募集を行ったところ、1名の応募があったことから、さる9月17日に推進委員の選考委員会を開催いたしました。応募者は、こちらの別紙のとおりとなっております。選考委員会としてはこの方を推進委員として決定し、委嘱することとしたところです。

議 長 ただいま、説明がありましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。

（なし）

ご意見等ございませんので、資料に記載の方、1名を農地利用最適化推進委員としてよろしいですか。

（承認）

それでは、門倉重秋さんを農地利用最適化推進委員として決定し、委嘱することとします。本日は門倉さんが来ていますので、農地利用最適化推進委員の委嘱式を行いたいと思います。それでは事務局お願いします。

次 長 委嘱式の準備をしますので、しばらくお待ちください。

次 長 それでは皆さま、その場でご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

ただいまから、農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を始めます。

会 長 委嘱状、門倉重秋殿、鹿屋市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱します。委嘱の期間は令和6年9月20日から令和9年7月31日までとします。令和6年9月20日、鹿屋市農業委員会。

次 長 以上で、農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を終了いたします。姿勢を正してください。

「一同礼」

引き続き、農業委員会総会を再開いたします。門倉委員は指定の位置へ着席ください。

議 長 それでは、つづきまして、1頁、議案第41号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第41号につきましては、1頁から23頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年9月24日です。合計面積は、11万5千919㎡、うち更新分8万6千598㎡、内訳として、田が6千245㎡、畑が10万9千674㎡です。利用権を設定する者が36人、設定を受ける者が30人です。始期は、いずれも令和6年10月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年です。次の3頁から20頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。

次の2番は、設定期間が2年です。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、次の3番から6頁の8番までは、設定期間が3年です。3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で再設定。8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、次の9番は、設定期間が4年です。9番は、賃借権で再設定。次の10番から12頁の19番までは、設定期間が5年です。10番は、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番は、使用貸借権で再設定。14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で再設定。次の20番から14頁の23番までは、設定期間が6年です。20番は、賃借権で新規設定。

次に、13 頁、21 番、22 番は、賃借権で再設定。

次に、14 頁、23 番は、賃借権で再設定。次の 24 番から 20 頁の 35 番までは、設定期間が 10 年です。24 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、15 頁、25 番、26 番は、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、27 番、28 番は、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、29 番は、使用貸借権で新規設定。30 番は、賃借権で再設定。

次に、18 頁、31 番、32 番は、賃借権で再設定。

次に、19 頁、33 番は、賃借権で再設定。

次に、20 頁、34 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

35 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 20 頁までの 35 件の利用権設定ですが、20 頁の 10 年もの 34 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので上別府委員に退席をいただき審議します。

（上別府委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 20 頁の 34 番は、借人の上別府委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上別府委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（上別府委員：着席）

上別府委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、同じく 20 頁の 10 年もの 35 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

（有村委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 20 頁の 35 番は、借人の有村委員が賃借権の再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（有村委員：着席）

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 33 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、21 頁から 23 頁です。まず、21 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 9 月 24 日、合計面積は 9 千 715 m²です。内訳としまして、畑が 9 千 715 m²です。所有権を移転する者が 4 人、所有権の移転を受ける者が 4 人です。

次に 22 頁、次の 1 番から 23 頁の 4 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 4 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、24 頁、議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 42 号につきましては、24 頁から 26 頁です。今回は、所有権移転が 11 件です。

初めに、24 頁です。1 番は、田が 1 筆で 1 千 699 m²の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 3 千 724 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 61 m²の売買です。4 番は、田が 2 筆、畑が 2 筆で 3 千 379 m²の売買です。5 番は、畑が 2 筆で 2 千 314 m²の売買です。

次に、25 頁です。6 番は、田が 2 筆で 3 千 50 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 2 千 164 m²の売買です。次の 8 番から 26 頁の 11 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、25 頁の 8 番、9 番を寺下委員に、26 頁の 10 番、11 番を細川委員に、報告をお願いします。

寺 下 議席番号 9 番の寺下です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

まず、25 頁の 8 番です。申請者は市内の居住者で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については、知人から借り受けることを確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

次に 9 番です。申請者は市内の居住者で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、飼料を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

細 川 推進委員の細川です。去る9月11日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

26ページの10番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、野菜を作付けするとのことでした。

次に11番です。申請者は市内の居住者で、県外からの移住者です。今回、畑4筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、近所の方から借り受けることを確認できました。取得する農地では、水稻、ごぼう、甘藷などを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました11件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、27頁、議案第43号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第43号につきましては、27頁の1番から28頁の4番までの4件です。

27頁をご覧ください。1番については、当初計画者が計画期間内に事業を完了することが困難となったため、事業目的を建築条件付土地に変更し計画期間を延長するものです。

2番については、当初計画者が計画期間内に事業を完了することが困難となったため、事業目的を建築条件付土地に変更し計画期間を延長するものです。

次に、28頁をご覧ください。3番については、当初計画者が計画期間内に事業を完了することが困難となったため、事業目的を建築条件付土地に変更し計画期間を延長するものです。

4番については、当初計画者が計画期間内に事業を完了することが困難となったため、事業目的を建築条件付土地に変更し計画期間を延長するものです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更4件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、29 頁、議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 44 号につきましては、29 頁です。今回は、2 件です。

次の 1 番から 2 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、29 頁の 1 番、2 番を田中委員に、報告をお願いします。

田 中 議席番号 5 番の田中です。去る 9 月 10 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、29 頁の 1 番ですが、申請地は鹿屋市文化会館の北に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みであり、都市計画区域の 500m 以内農地であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸駐車場を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第 2 種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に、2 番ですが、申請地は串良平和公園の北東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。申請者は市内で畜産業を営む方で、申請地に牛舎、農業機械置場及び運動場を整備する計画です。申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

以上、1 番及び 2 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、30 頁、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 45 号につきましては、30 頁から 32 頁です。30 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、31 頁、5 番は、展示場、駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 1 回総会で審議済みです。

次の 6 番から 32 頁の 9 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、31 頁の 6 番から 32 頁の 9 番までを中塩屋委員に、報告をお願いします。

中塩屋 議席番号 7 番の中塩屋です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、31 頁の 6 番ですが、申請地は立小野公民館の東に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、自社工場で使用するため申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次の 7 番ですが、細山田中学校の北に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で酪農業を営む方で、申請地に農家住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次の 8 番ですが、下小原池公園の南に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に事務所、リサイクル置場及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 32 頁の 9 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、6 番から 9 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 9 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、33 頁、議案第 46 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を

議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 46 号につきましては、33 頁から 38 頁です。33 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 5 件です。対象面積は、田が 4 千 836 m²、畑が 4 千 198 m²、合計 9 千 34 m²です。次の 34 頁から 38 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、33 頁の 1 番から 3 番までを徳田委員に、4 番、5 番を下久保委員に報告をお願いします。

徳 田 議席番号 6 番の徳田です。去る 9 月 10 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。33 頁をご覧ください。

まず、1 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 34 頁です。申請人は市内の法人で、申請地に浄化槽、堆肥舎及びコンポストを建設する計画です。申請地は「はらいがわふれあいセンター」の南東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に、農業用施設である浄化槽、堆肥舎及びコンポストを建設する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 35 頁です。申請人は市外の居住者で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は「鹿屋東中学校」の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、笠之原土地改良区の受益地でもあることから「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、「用途変更」の申し出です。周辺図等は 36 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「有里農業研修センター」の北西に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に、農園来客者及び従業員駐車場を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。但し、申請地の一部は既に駐車場として整備済みであることから、始末書の提出が必要と考えます。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

下久保 推進委員の下久保です。去る 9 月 10 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

引き続き、33 頁の 4 番ですが、「農振除外」の申し出です。周辺図等は 37 頁です。申請

人は鹿屋市水道事業鹿屋市長で、申請地は「馬掛農村公園」の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。今回、鹿屋市が土地収用法の対象となる、ポンプ場を建設する計画であることから、転用許可は不要であると考えます。

次に5番ですが、「農振除外」の申し出です。周辺図等は38頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「大黒小学校」の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。今回、児童発達支援放課後デイサービス・学童・保育事業の施設を建設する計画ですが、申請地の面積は996㎡で、既存施設の面積が2千56.90㎡の2分の1以下であることから、第一種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました5件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、39頁、議案第47号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第47号につきましては、39頁です。今回は3件です。次の1番から3番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、39頁の1番から3番を中牧委員に、報告をお願いします。

中 牧 　推進委員の中牧です。去る9月11日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、39頁の1番ですが、申請地は、「霧島ヶ丘公園」の南に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、「鹿屋東地区学習センター」の西に位置し、昭和61年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

次に3番です。申請地は、2番の西側に隣接し、昭和56年頃から宅地として利用して

いるとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 3 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、40 頁、議案第 48 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 48 号につきましては、40 頁から 41 頁です。今回新たに、譲渡希望が 40 頁の 1 番から 9 番までの 9 件ですのでお目通し願います。なお、3 番、4 番、7 番から 9 番までは賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 41 頁の 1 番から 3 番の 3 件ですのでお目通し願います。

なお、1 番及び 3 番は無償でも可としております。以上です。

倉 田 質問です。

議 長 倉田委員どうぞ。

倉 田 4 番の案件については、譲渡希望額が 800 万円となっていますが、間違いではないですか。

上之脇 本人の希望によるものであり、間違いではありません。

議 長 倉田委員、よろしいですか。

倉 田 はい。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

40 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番を寺下委員と持増委員に、2 番を堀之内委員と矢野委員に、3 番を田原委員と本日承認をいただいた門倉委員に、4 番を西ノ原委員と谷口委員に、5 番を寺下委員と持増委員に、6 番を川崎委員と木場委員に、7 番の笠之原町を四元委員と細川委員に、祓川町を川崎委員と木場委員に、8 番を堀之内委員と矢野委員に、9 番を蔵ヶ崎委員と中牧委員にお願いします。

次に、41 頁、賃貸借希望の 1 番を村山委員と上別府委員に、2 番を堀之内委員と矢野委員に、3 番を四元委員と細川委員にお願いします。

次に、42 頁、議案第 49 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明します。指針につき

ましては、8月に素案を総会で示し、意見等を求めておりましたが、委員からは特にご意見もございませんでしたので、今回は、修正しておりません。

指針では、1遊休農地の発生防止・解消について、2担い手への農地利用の集積・集約化について、3新規参入の促進についての3点について具体的な数値目標と推進方法を定めております。本日、内容をご確認いただき、鹿屋市農業委員会の指針として、承認をいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 　ただいま、説明がありました。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、指針については、提案のとおり承認といたします。

次に、46頁、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」報告いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　まず、報告の前にご説明します。

現在、中間管理権設定による開始月3か月前の農用地利用集積等促進計画（案）の農業委員会への提出時期など、農政課と調整を行っているところです。調整において、今回は、既に県の承認決定がなされた令和6年11月1日始期の13件について報告します。

なお、農政課との調整により準備が整い次第、議案として皆様からご意見をお聞きすることとしたいと考えます。

また、議事参与制限、農業委員会の取決め制限はお諮りいたしませんのでよろしくお願い致します。

資料46頁をご覧ください。中間管理権設定につきましては、46頁から53頁です。公告年月日は、令和6年9月24日です。合計面積は、4万7千2㎡で、うち、田が1千859㎡、畑が4万5千143㎡です。利用権を設定する者が11人、利用権の設定を受ける者が11人です。始期は全て、令和6年11月1日で、期間は5年、10年です。

47頁をご覧ください。次の1番から48頁の3番までは、設定期間が5年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、48頁、3番は、使用貸借権で新規設定。次の4番から53頁の13番までは、設定期間が10年です。4番は、賃借権で新規設定。

次に、49頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、50頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、51頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、52頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、使用貸借権で新規設定。

次に、53頁、13番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、46 頁から 53 頁まで計 13 件の農地中間管理権設定です。報告しておきます。

次に、54 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 54 頁をご覧ください。合意解約につきましては、54 頁から 62 頁です。今回は 17 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、54 頁から、62 頁まで 17 件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第 6 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

(なし)

なければ農業まつり等における農地相談について事務局の説明をお願いします。

次 長 「農業まつり等における農地相談について」です。今年度の輝北、鹿屋、串良、吾平の農業まつり等は開催される予定です。農業委員会では、各会場に農地相談のブースを設け、市民の方の農地相談に応じることになります。つきましては、4 会場に各 3 名の委員、推進委員に対応していただきます。この総会終了後、地区ごとに集合し、まつり当日対応してくださる委員を選任していただき、報告をお願いいたします。開催の有無や、集合場所、時間等については分かり次第、選任された方に、お知らせしますので、よろしく願います。以上で終わります。

続きまして、次回 10 月の総会の後に、ポロシャツと作業着（上）の採寸を行い、その後に、県農業会議主催の「農業者年金についての研修会」を開催いたします。研修会の時間は 1 時間程度を予定しております。

局 長 それでは、10 月の調査委員を申し上げます。

10 月 11 日、金曜日、4 条・5 条の調査が、藏ヶ崎委員、折尾委員でございます。

10 月 11 日、金曜日、農振調査が、有村委員、持増委員でございます。

10 月 15 日、水曜日、4 条・5 条の調査が、村山委員、有馬委員でございます。

10 月 15 日、水曜日、3 条調査が、倉田委員、上別府委員でございます。

10 月の総会は、10 月 23 日、水曜日の 9 時から市役所 7 階大会議室となります。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これをもちまして令和6年度第6回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（ 閉 会 ）